

# 令和2年度 税制改正に関する意見

令和元年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 北野 嘉久

## 令和 2 年度 税制改正に関する意見

わが国経済は、雇用情勢の改善による個人消費の増加など、穏やかな景気回復が続いていたものの、生産や輸出に弱さが見られるなか、企業業績が急速に悪化するとともに、設備投資も減少しており、経済の先行きについても、消費税率引上げの影響や、東京オリンピック・パラリンピック後の景気動向など、注視が必要な状況にある。また、グローバルな活動を行う企業にとっては、高騰が続く資源価格等の動向のほか、米中貿易摩擦の影響が拡大する海外経済の不確実性など、取り巻く経済環境は不透明感を増している。

日本経済の好循環を維持し、更なる成長につなげるには、ビッグデータ、IoT、AI といった世界的なデジタル化の流れに対応する企業の動きを後押しするなど、経済成長の原動力である企業活動の活性化や競争力確保を図る必要がある。これらの観点から、令和 2 年度税制改正では以下の項目を要望する。

### 〈重点要望項目〉

#### ◎ 企業の実質的な税負担軽減の実現

近年の法人税改革により、わが国の実効税率は 30%レベルへ引下げられたが、わが国とともに世界で最も税率が高いとされてきた米国において連邦法人税率が大幅に引下げられたほか、欧州における法人税率引下げにみられるように、諸外国において法人税率引下げの動きが進んでいる。結果として、わが国の法人実効税率は、OECD 平均と比べても劣位にあり、必ずしも競争力のある水準とはなっておらず、改めてその適正化を検討すべき状況にある。

また、わが国の法人税改革は、収支中立のもと、実効税率の引下げに応じて、課税ベース等が大幅に見直されたことにより、国内企業間の税負担が調整されたに留まっており、法人実効税率のみならず、課税ベースについても国際的なイコールフットィング等の観点から見直しを行うことで、法人の実質的な税負担の軽減を実現する必要がある。

このような状況に鑑み、わが国の法人実効税率については、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国や OECD 主要国の水準を踏まえ、少なくとも、25%程度への引下げを実現するとともに、財源確保のために縮減された繰越欠損金控除等の諸制度について、本来あるべき姿に戻すべきである。

更に、実質的な税負担の見直しに際し、地方法人二税については、地方行政サービスの対価としての受益と負担の適正化の観点からも、また、制度の簡素化及び実務の効率化の観点からも、そのあり方について検討すべきである。

#### ◎ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。

近年の税制改正において、中小企業の一定の要件を満たす設備について固定資産税をゼロとする措置が導入される等、中小企業に限定した軽減措置が実施されているものの、わが国におけるサプライ・チェーン全体の国際的コスト競争力の観点からは、不十分と言わざるを得ない。

そもそも、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中での受益と負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

また、ビッグデータ、IoT、AIといった世界的なデジタル化の流れに対応する企業の動きを後押しするためには、少なくとも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止するのは当然と考えるが、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

## ◎ 連結納税制度の簡素化における立法趣旨の維持

連結納税制度は、持株会社化等、わが国企業における経営組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成14年度に導入され、適用企業も着実に増加してきた。一方で、制度が複雑で、官民双方の実務負担が高いことから、簡素化を含む見直しが検討されているところである。

簡素化については、連結納税制度の立法趣旨を活かし、グループ全体で計算する研究開発税額控除等の連結調整など、企業グループが一体経営している実態に即した取扱いの維持を前提とする必要がある。

また、連結納税制度の適用範囲は国税である法人税に留まっているが、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。

## ◎ 地球温暖化対策のための税の廃止

資源小国である我が国において、エネルギー政策は、いわゆるS+3E(安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合)の下、エネルギーの安定供給を前提に、経済合理性の確保と地球温暖化対策を同時に進めることが必要であり、こうした考えの下、2030年のエネルギーミックスにおいても、石炭をはじめとする化石燃料を一定程度使用することが織り込まれている。この方針は第5次エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)においても維持されている。

こうした中、「地球温暖化対策のための税」は、東日本大震災以前に決定された導入方針のまま、平成24年10月1日より施行され、平成26年4月1日、平成28年4月1日に税率が上昇、従来の石油石炭税に上乘せする形で化石燃料への課税が強化されている。現状において、S+3Eの観点から化石燃料に代替するエネルギー調達の見通しが不明の中、この課税強化は我が国のエネルギーコスト増に拍車をかけ、経済活動の維持、拡大に逆行する政策となっている。

更に環境省は、「地球温暖化対策のための税」の税収規模について、初年度(平成24年度)391億円、平成28年度以降2,623億円と想定していた。実際には、化石燃料への依存度上

昇のため、仮に同税が無かったとしても、石油石炭税本体で増収があったと見込まれるが、増収分も含め、本来行われるべき地球温暖化対策上の効果について、政府の統一見解に基づく検証、説明は全く行われていない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、経済政策の観点からも、地球温暖化対策の観点からも、納税者が納得し得る合理性は認められず、直ちに廃止すべきである。

なお、本年6月11日に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、カーボンプライシングについて「国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要」とされている。しかし、前述のように現行の「地球温暖化対策のための税」についても合理性が全くない中、令和2年度税制改正において、炭素税等の導入はもちろん、導入に向けた何らかの方向付けを行うことについても断固反対する。

### ◎ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

### ◎ 国際課税における国内法制の整備と国際協調体制への取組み

国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から、国際課税制度の見直しが検討され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められている。その執行及び今後の見直しにあたっては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、海外の活力を取込むことで経済成長に資するグローバルな企業活動を阻害しないという視点が重要である。特に、デジタル経済における課税原則の見直しについては、日本企業の将来のビジネス展開を考慮し、いたづらな増税とならないよう、また、各国での取扱いが整合的なものとなり、納税者にとって過度な実務負担とならないよう、十分な配慮が必要である。

#### ➤ BEPS 対応に係る今後の国内法制の整備

平成31年度までの税制改正により、BEPS 対応に関するわが国の主な国内法制については概ね整備が進み、今後は、これら制度の適切な執行等が焦点となる。なお、残された課題とされている「租税回避スキームに係る義務的開示制度」については、日本企業の実態を考慮し、要否も含め慎重に検討すべきである。

## ➤ BEPS 対応に係る国際的な協調体制での取組み

BEPS 対応のための国際課税ルールの見直しは、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、OECD/G20 以外の国々も含めた、国際的な協調体制の下で進めていくことが必要不可欠である。現在、約 130 ヶ国が参加している BEPS 包摂的枠組会合の場を通じ、効果的なモニタリングや適切な情報管理により、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要がある。

## ➤ その他

- ・外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→10年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から50%超へと見直すべきである。

## ≪その他の要望項目≫

### ○ 研究開発促進税制の拡充

我が国において持続的な経済成長を実現するには、イノベーションを通じ、潜在成長率を引き上げていくことが重要である。このため、新製品・新技術の開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。

平成 31 年度税制改正において、研究開発費用の増加に対するインセンティブが強化されたが、長期・安定的に行われる企業の研究開発をサポートする観点から、景気動向や業況にかかわらず研究開発投資マインドを維持できるよう、平成 27 年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度の復活に併せ、税額控除割合や同限度を国際的に優位な水準に見直すべきである。

### ○ 納税コスト削減につながる共通納税対応を含む効率化のさらなる促進

行政コスト削減の観点から、平成 30 年度税制改正において、大法人の法人税・地方法人税・消費税の申告に関し、添付書類も含めた申告書等の令和 2 年度以降の電子的提出が義務付けられることとなった。その具体的な制度設計については、前広な情報公開と共に、企業および政府・自治体の双方の負担軽減・利便性向上に真につながるものとするための配慮が必要である。

また、地方税についても、大法人の地方法人二税の電子申告が義務化されるのに合わせ、令和元年 10 月より地方税共同機構による「地方税共通納税システム」が稼働し、地方法人二税等の一括納付が可能となる。しかしながら、まだ、対象税目が限定されるなど、改善の余地があり、さらなる効率化の促進が必要である。

### ○ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化

わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。また、地方自治体が条例により負担水準を

60%まで引下げることができることとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。一方、足下でも、都内路線価が6年連続で上昇するなど、地価上昇が三大都市圏から地方に徐々に拡大しているものの、その動向は地域等により一様ではなく、負担水準の変動が見込まれるため、平成30年度税制改正において、据置措置を含む負担調整措置は、そのまま3年間延長された。

こうした状況を踏まえ、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するためには、負担水準の均衡化に留まらず、税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

## ○ 特定事業用資産の買換えの課税の特例(7号買換え)の拡充・恒久化

長期に所有する土地等から別の土地等への買換え特例(7号買換え)は資産の有効活用を図るための制度であり、企業の事業再構築、戦略的投資に資する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。一方で、制度の対象範囲は、継続的に縮小されてきており、活用事例も減少傾向にある。

事業環境の変化に対応し、国内において事業を継続する上で、スクラップ・アンド・ビルドは一定の間隔で繰り返されるものであり、大企業、中小企業を問わず広範に利用されている本買換え制度はその重要性・有効性を鑑みて、あらためて、対象範囲の拡大を含む拡充及び恒久化を図るべきである。

## ○ 企業年金税制の整備

少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

### ➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成11年度より適用が停止されており、平成29年度税制改正においても3年間の措置延長が図られた。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

### ➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企

業型において、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

#### ○ 原料確保に資する海外投資等損失準備金制度の拡充・延長

わが国鉄鋼業は、主要原料である鉄鉱石や原料炭を海外からの輸入に全面的に依存しており、安定的に生産を継続し供給責任を果たすためには、将来にわたって安定的な原料輸入を確保することが必要不可欠である。ところが、海外原料市場は、近年、需給のひっ迫や急激な価格変動等により、極めて不安定な状態にあり、その安定確保が課題となっている。

資源の安定確保を図るため、高いリスクを伴う海外の資源探鉱・開発活動を促進する本制度の拡充・延長を図るべきである。

- ・ 産業競争力強化法に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準特例措置の延長
- ・ 企業の災害対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化
- ・ 印紙税の見直し
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入

以上